

## 保険法施行に伴う取扱変更に関する特約条項

### (この特約の概要)

この特約は、保険法施行に伴い、主たる保険契約およびこれに付加される特約について、保険法（附則に定める経過措置を含みます。平成22年4月1日現在。以下同じ。）の規定に則り、保険法に対応した契約内容とすることを目的とする特約です。

### 第1条（用語の意義）

この特約条項において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

主契約	この特約を付加する主たる保険契約をいいます。
主特約	主契約に付加される特約のうち、一定の事由が生じたことを条件として保険金等を支払うものまたは保険料払込みを免除するものをいいます。
主契約等	主契約および主特約をいいます。
主約款等	主契約の普通保険約款または主特約の特約条項をいいます。
保険金等	名称がいかなる場合であっても、主契約または主特約において、被保険者の生存、死亡、傷害または疾病に関し、一定の事由が生じたことを条件として保険給付することを定めた金銭をいいます。
保険金受取人	保険金等の給付を受ける者として主約款等で定める者をいいます。
保険契約者	主契約等の契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいいます。
被保険者	その者の生存、死亡、傷害もしくは疾病に関し保険者が保険給付を行うか、または保険料を免除することとなる者をいいます。
死亡保険金	名称がいかなる場合であっても、被保険者が死亡したことにより支払われる保険金等をいいます。ただし、死亡の原因を一定の傷害や疾病に限定している保険金等は除きます。
保険料払込みの免除	一定の事由が生じたことを条件として、保険料を払い込まなくとも、保険料を払い込まれたものとして取り扱うことをいいます。
支払事由	保険金等の給付を行う要件として主約款等で定める事由をいいます。
責任開始期	主契約等の締結、復活または復旧に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行なわれた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。
責任開始日	責任開始期の属する日をいいます。

### 第2条（特約の適用）

(1) この特約は、契約日を平成22年3月1日以前として締結された保険契約のうち、次のいずれかに該当するものに付加します。

① 平成22年3月2日時点で有効な保険契約

② 平成22年3月2日時点で効力を失っている保険契約のうち、その後、復活した保険契約

(2) この特約条項に規定する事項は、主約款等の規定に優先して適用します。ただし、平成22年3月2日以後に保険契約の復活および主特約の付加の取扱いのいずれもがなかった保険契約については、平成22年3月2日以後最初の保険金等の支払事由発生前に保険契約者からその旨の申出があった場合にかぎり、第6条（責任準備金の払い戻し）～第16条（傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約および疾病退院後療養特約が付加されている主契約に付加した場合の特則）の規定を適用せず、主約款等の規定のとおり取り扱います。

### 第3条（保険金等支払の履行期限）

- (1) 保険金等は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（以下本条において「請求完了日」といいます。）の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
- (2) 保険金等を支払うために確認が必要な下表の①～④に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ①～④に定める事項の確認（当会社の指定した医師による被保険者の診断を含みます。）を行います。この場合には、本条(1)の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めて60日を経過する日とします。

	確認等が必要な場合	確認事項
①	保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	主約款等に定める支払事由に該当する事実の有無
②	保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因
③	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④	主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前②および③に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の主契約等の締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

- (3) 本条(2)の確認をするため、下表の①～⑥に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表①～⑥に定める日数（①～⑥のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

	特別な照会や調査	日数
①	本条(2)①～④に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
②	本条(2)①～④に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	90日
③	本条(2)①、②または④に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
④	本条(2)①、②または④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者または被害者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条(2)①、②または④に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
⑤	本条(2)①～④に定める事項についての日本国外における調査	180日
⑥	本条(2)①～④に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	90日

- (4) 保険金等を支払うべき期限について、本条(2)または(3)に定める期限を適用する場合には、当会社は、その旨を保険金受取人に通知します。
- (5) 本条(2)および(3)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

### 第4条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って主契約等を解除することができます。
- ① 保険契約者または死亡保険金の受取人が、死亡保険金(注1)を詐取する目的または他人に詐取

させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、主契約等の保険金等（注2）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、当会社に主契約等の保険料払込の免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

④ 主契約等の保険金等の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

⑤ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金等（注3）の額の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑥ 次のア.またはイ.に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、主契約等の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

ア. 主契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき。

イ. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

(2) 当会社は、保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、主契約等を解除することができます。この場合には、本条(1)①～⑥に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による保険金等の支払および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険金等は支払いません。また、既に保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求します。

② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとして扱います。

(3) 本条の規定によって主契約等を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に通知します。

(4) 本条の規定によって主契約等を解除したときは、当会社は、主約款等に定める解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注1) 保険種類および保険金等の名称が異なる場合であっても他の保険契約の死亡保険金を含みます。

(注2) 死亡保険金以外の保険金等とします。

(注3) 保険種類および保険金等の名称が異なる場合であっても他の保険契約の保険金等を含みます。

## 第5条（保険金受取人による主契約等の存続）

(1) 債権者等（注1）による主契約等の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、被保険者の生存を支払事由とする保険金等を年金給付することを予め約定している主契約等で、その効力が生じる日までにその年金支払開始日が到来することにより解約できないこととなる場合は、債権者等（注1）による主契約等の解約は、その通知が当会社に到達した時に効力を生じます。この場合、本条(2)～(5)の規定は適用しません。

(2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において次の①および②を満たす保険金受取人（注2）が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等（注1）に支払うべき金額を債権者等（注1）に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。

① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること。

② 保険契約者でないこと。

- (3) 本条(2)の規定により、本条(1)の効力を生じさせないこととするときは、保険金受取人(注2)は当会社所定の書類(別表)を提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでまたは本条(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、次の①～③のいずれかを満たす保険金等の支払事由が生じ、当会社が保険金等を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、本条(2)の金額を債権者等(注1)に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等(注1)に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。
- ① 死亡保険金であること。
  - ② その支払により、この保険契約が消滅する保険金等であること。
  - ③ その支払により、解約の効力が生じたときに当会社が債権者等(注1)に支払うべき金額が減少することとなる保険金等であること。
- (5) 本条(4)の規定を適用する場合、年金給付または月払給付等で複数回に分割して支払うことを定めている保険金等(以下、「月払給付等」といいます。)があるときは、次のとおり取り扱います。
- ① 主契約等により支払うべき月払給付等以外の保険金等(注3)がある場合には、その支払うべき金額から本条(2)の金額を差し引きます。
  - ② 前①の場合で、本条(2)の金額のうち差し引けない残額があるときは、第1回の月払給付等として支払うべき金額からその残額を差し引きます。
  - ③ 主契約等により支払うべき月払給付等以外の保険金等(注3)がない場合には、第1回の月払給付等として支払うべき金額から本条(2)の金額を差し引きます。
  - ④ 前②または③の場合、本条(2)の金額のうち差し引けない残額があるときまたは第1回の月払給付等の支払日が本条(1)の解約の効力が生じる日の翌日以後となるときは、前②または③の規定にかかわらず、月払給付等を取り扱わず、月払給付等に分割する前の保険金等(注3)を一時に支払います。
- (6) 本条(1)の規定により解約の効力が生じた場合、主約款等に定める保険契約者による解約に関する規定の準用にあたっては、本条(1)に定める解約の効力が発生した日に解約の請求があったものとして取り扱います。
- (7) 本条(1)～(6)の規定は、主約款等の規定により本条(1)の解約の通知が当会社に到達した日に解約が可能であり、かつ、保険法施行日(平成22年4月1日)以後に到達した債権者等(注1)による解約の通知に対し効力を生じます。

(注1) 保険契約者以外の者で主契約等の解約をすることができる者をいいます。

(注2) 被保険者の生存を支払事由とする保険金等のみの受取人である場合を除きます。

(注3) 被保険者の要介護状態を支払事由とする保険金等の場合は、支払事由発生時における責任準備金をいいます。

#### 第6条(責任準備金の払い戻し)

- (1) 保険金受取人(注1)が故意または重大な過失によって(注2)保険金等の支払事由を発生させ、主約款等の規定による免責事由に該当した場合(注3)であって、その保険金受取人(注1)が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等の残額を他の保険金受取人(注1)に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- (2) 戦争その他の変乱によって支払事由が発生したことにより、保険金等の免責事由に該当し、保険金等を支払わない場合(注3)の責任準備金は保険契約者に支払います。

(注1) 保険金受取人と保険契約者が同一の場合を除きます。

(注2) 死亡保険契約の場合には「故意または重大な過失によって」を「故意によって」と読み替えます。

(注3) 主約款等の規定により責任準備金を支払うこととなる場合に限ります。

## 第7条（保険証券）

当社が主契約等(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、主契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。

- ① 当会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 保険金等の額
- ⑦ 保険料およびその払込方法（回数）
- ⑧ 付加された特約(注1)の名称
- ⑨ 契約日
- ⑩ 保険証券を作成した年月日

(注1) 本条における特約は、当社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。

(注2) 主契約が更新される場合を含み、主契約等の復活を承諾した場合および主特約のみ更新される場合を除きます。

(注3) 主約款等の規定により定められる事項を除きます。

## 第8条（告知義務違反による解除）

主約款等の規定に基づき告知義務違反によって当社が主契約等を解除することができるのは、当社が支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要な事項として告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合に限ります。

## 第9条（主契約等を解除できない場合）

主約款等の規定によるほか、次の①または②の場合には、当社は、告知義務違反により主契約等の解除をすることができません。ただし、次の①または②に規定する保険媒介者(注)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、主約款等に定める告知義務の履行の際に事実を告げなかったまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、次の①または②の場合でも主契約等を解除することができます。

- ① 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者が事実の告知をすることを妨げたとき。
- ② 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者に対し、事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

(注) 当社のために主契約等の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

## 第10条（保険金受取人の変更）

- (1) 主約款等に保険金受取人を変更できる旨の定めがないかぎり、保険金受取人を変更することはできません。
- (2) 主約款等に保険金受取人を変更できる旨の定めがある場合には、その定めに従い、保険契約者またはその承継人は、保険金等の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。
- (3) 本条(2)の通知が当社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金等を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

(4) 保険金受取人の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類(別表)を提出してください。

#### 第11条 (遺言による保険金受取人の変更)

- (1) 主約款等に保険金受取人を変更できる旨の定めがある場合には、前条に定めるほか、保険契約者は、保険金等の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)および(2)による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- (4) 遺言による保険金受取人の変更をするときは、当会社所定の書類(別表)を提出してください。

#### 第12条 (保険金受取人の死亡)

- (1) 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。ただし、主約款等の規定により保険金受取人が保険契約者等に限定される場合を除きます。
- (2) 本条(1)の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(1)の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
- (3) 本条(1)および(2)により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### 第13条 (詐欺による取消)

保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更等に際して、保険契約者、被保険者または保険金受取人による詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更等を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

#### 第14条 (時効)

保険金等、解約返戻金、契約者配当金その他主約款等に基づく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

#### 第15条 (5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 保険契約者が死亡し、次のいずれかの免責事由によって養育年金が支払われない場合の責任準備金は、保険契約者の相続人に支払います。
  - ア. 責任開始日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺
  - イ. 被保険者が故意に保険契約者を死亡させたとき。
  - ウ. 戦争その他の変乱
- ② 前①に該当する場合には、主約款の規定によりすえ置いた祝金は、保険契約者の相続人に支払います。

#### 第16条 (傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約または疾病退院後療養特約が付加されている主契約に付加した場合の特則)

(1) 傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約または疾病退院後療養特約の被保険者が、主契約の被保険者の配偶者または子である場合のその受取人は、下表のとおりとします。

特約	保険金等	被保険者が配偶者・子の場合の受取人
傷害特約	① 災害死亡保険金	主契約の被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合(注1)には、保険契約者(注2)）（主契約の被保険者または保険契約者以外の者には変更することはできません。）
	② 障害給付金	
災害入院特約	③ 入院給付金	その被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合(注1)には、保険契約者(注2)）（その被保険者または保険契約者以外の者には変更することはできません。）
疾病入院特約	④ 入院給付金	
	⑤ 手術給付金	
災害退院後療養特約	⑥ 災害療養給付金	
疾病退院後療養特約	⑦ 疾病療養給付金	

(注1) 主契約の高度障害保険金の保障がない場合は含みません。

(注2) 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合(注1)、傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約または疾病退院後療養特約の特約条項の規定により、この特約の付加日以後に被保険者の資格を取得した配偶者または子については、次のとおり取り扱います。

- ア. ①災害死亡保険金の受取人は主契約の被保険者、②～⑦の給付金の受取人はその被保険者とします。
- イ. 保険契約者は、保険金等の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- ウ. 前イ.の通知が当会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金等の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- エ. 保険金受取人を変更するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表）を当会社に提出してください。

(2) 災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約または疾病退院後療養特約で、本条(1)に規定する③～⑦の給付金の受取人が主契約の被保険者である場合に適用することとしている給付金の受取人が給付金を請求できない場合の取扱いに関する規定は、「主契約の被保険者」を「その被保険者」と読み替えて適用します。

別表 請求書類

	項目	提出書類
1	保険金等の受取人の変更（遺言による変更を含みません。）	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（遺言による変更の場合は、遺言書(写)） (3) 保険証券
2	保険金等の受取人による保険契約の存続の通知	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者および請求者である保険金等の受取人の印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額の支払いを証する書類
3	被保険者資格を取得した配偶者・子が被保険者の場合の受取人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		